

P T A 規約

第1章 名称

第1条 本会は「本町小学校 P T A」といい、事務局は同校内に置く。

第2章 目的および性格

第2条 本会は次のことを目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 民主教育に関する理解を深め、その推進に努める。
3. 児童の生活向上のため、家庭、学校及び地域社会の協力を推進し、より緊密な連携を図る。
4. 児童の身心の健全な発達に努める。
5. 学校の教育環境の整備を進める。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的任意団体(任意加入)として、非営利的、非宗教的、非政党的である。

第4条 本会は児童福祉のために他の社会的諸団体及び機関と協力するが、自主独立のもので他の団体の支配、統制、干渉を受けない。

第5条 本会は学校の管理や人事に干渉しない。

第3章 会員および会費

第6条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者と校長及び教職員とする。

第7条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第8条 本会の会費は1ヶ月300円(年11回分徴収)とする。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 本会の役員

第10条 本会の役員は次の通りとする。ただし、総会にて承認された場合には、定数に加えて若干名を役員とすることができる。年度途中で欠員が生じた場合には、総会(第6章)の承認を経ず、常任委員会(第7章)にて承認により役員とすることができる。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名(教職員を含む)
4. 総務 2名以上
5. 会計 3名(教職員を含む)
6. 理事 若干名
7. 監査 2名

第11条 役員任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

再任は妨げない。尚、前条の役員が委員会(第8章)[特別委員会を除く]の委員長に就任した場合には、委員長就任をもって、その役員任期を終了する。

第12条 役員選任の方法は別に定める。

第5章 役員の任務

第13条 会長は本会を代表し、総会及び常任委員会を招集する。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。

第15条 書記は総会及び常任委員会等の議事を記録し、会務の整理をする。

第16条 総務は書記を補佐する。

第17条 会計は会計事務を整理し、収支を報告し、総会において決算報告をする。

第18条 監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第6章 総会

第19条 総会は全会員による定時総会と臨時総会とする。

1. 定時総会は年度初めと年度末の2回とする。
2. 臨時総会は会長及び常任委員会が必要と認めた場合、監査及び校長が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合に会長がこれを招集する。
3. 臨時総会は書面の提出をもって総会にかえることができる（書面総会）。

第20条 総会では次のことを決議事項とする。

1. 規約の変更
2. 事業計画及び予算の決定
3. 事業報告及び決算の承認
4. 役員及び委員会委員長の承認
5. その他常任委員会が総会に計るのを適当と認めた事項

第21条 総会の定足数は、会員の過半数をもって成立し、委任状及び書面による議決参加を認める。

出席者総数及び書面提出数の過半数をもって議決する。

書面総会の場合には、書面提出数が会員の過半数をもって成立し、前条第1項に定める規約の変更を除き、提出書面の過半数をもって議決する。

第7章 常任委員会

第22条 定例常任委員会は毎月1回を原則とする。臨時常任委員会は会長が必要と認めたときこれを招集する。

第23条 常任委員会は本会の役員〔監査を除く〕と第8章に定める委員長及び校長と副校長をもって構成する。

第24条 常任委員会の定足数は過半数とし、議事は出席委員の過半数をもって議決する。

第25条 常任委員会では、総会で決議した事項や本会の所務の執行に当たる事項を受けて、本会の運営に関する議決を行う。

第26条 本会に必要な委員会は常任委員会の承認を得て設けることができる。その構成任務は別に定める。

第8章 常置委員会及び特別委員会

第27条 本会は、その目的達成のために常置委員会及び特別委員会を設ける。

第28条 常置委員会及び特別委員会は、委員長1名と副委員長、幹事並びに委員をもって構成する。但し、各委員会には、教職員若干名を充てる。

第 29 条 各常置委員会の委員長、副委員長並びに委員は常任委員会の承認を必要とする。

1. 各委員会の次年度委員長選出の方法は別に定める。
2. 各委員会の副委員長は委員会で互選する。
3. 各委員会の委員は、原則として各クラス 1 名以上を会員で互選する。
但し、子ども安全委員会の委員は各地区 3 名以上を会員で互選する。
4. 委員会委員以外の会員は、H S P（本町サポーターペアレンツ）として、児童保護者の立場で、学校活動のサポートをすることを推奨する。

第 30 条 委員会の任務は、総会の年間事業計画に基づき分担し合う。

第 9 章 規約の改正

第 31 条 本会の規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意があれば、改正することができる。本会規約の実施に関する運用規定については、必要に応じて、常任委員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意があれば、改正することができる。
規定を改定した場合には、総会に報告を要する。

第 10 章 雑則

第 32 条 会員は、事前にその会の責任者に連絡することによって、会議・会合を傍聴することができる。但し、役員選考委員会については、活動の性質上、傍聴することはできない。

○ 付則

本会の事務及び会計の一部を本町小学校教職員に委嘱する。

○ 了解事項

1. 役員は奨励会役員（会長を除く）も兼ねることができる。
2. 役員の任務は必要と認めるときは、兼務することができる。

昭和 23 年 3 月制定

平成 16 年 2 月 21 日改訂、4 月 1 日発効

（第 4 章、第 6 章、第 7 章第 23 条、第 8 章第 29 条、第 9 章、第 10 章）

平成 16 年 5 月 14 日改定、同日発効（第 20 条、第 21 条、第 32 条[追加]）

平成 17 年 2 月改訂、4 月 1 日発効（第 7 条、了解事項）

平成 17 年 5 月 17 日改定、同日発効（第 12 条、第 29 条）

平成 18 年 2 月 27 日改定、4 月 1 日発効（第 8 条、会費）

平成 23 年 2 月 10 日改定、4 月 1 日発効（第 29 条 第 3 項 子ども安全委員会）

平成 24 年 2 月 27 日改定、4 月 1 日発効（第 3 章 第 8 条）

平成 25 年 2 月 22 日改定、4 月 1 日発効（第 29 条 第 3 項、第 4 項[追加]）